

平成 21 年度法制問題小委員会の審議の経過について

平成 22 年 1 月 27 日

1. はじめに

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（以下、「小委員会」という。）では、平成 17 年度以降、「著作権法に関する今後の検討課題」（平成 17 年 1 月 24 日 文化審議会著作権分科会）に掲げられた課題を中心として、政府の知的財産戦略本部から提言された検討課題なども含めつつ、検討を進めてきている。

今期（平成 21 年度）の小委員会では、知的財産推進計画 2009 において新たに急ぎの検討が求められた「権利制限の一般規定」を中心に審議を進めてきたところであり、また、小委員会における審議に加えて、ワーキングチームを設置しての集中的な審議を行った。

この他、契約・利用ワーキングチームにおいては「ネット上の複数者による創作に係る課題」について、司法救済ワーキングチームにおいてはいわゆる「間接侵害」に係る課題について、それぞれ検討を行った。

各課題の審議の進捗状況等については、次のとおりである。

2. 課題ごとの状況

（1）権利制限の一般規定

権利制限の一般規定については、知的財産推進計画 2009 において「2009 年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる」とされており、小委員会は、平成 21 年 5 月から、著作権法における権利制限の一般規定のあり方を主要な課題として検討を行った。今般検討が行われている権利制限の一般規定とは、一定の包括的な考慮要件を定めた上で、権利制限に該当するかどうかは裁判所の判断に委ねるという方式の権利制限規定である。

小委員会では、第 1 回及び第 2 回において、平成 21 年 3 月に文化庁委託事業としてまとめられた著作権制度における権利制限規定に関する調査研究会「著作物の流通・契約システムの調査研究『著作権制度における権利制限規定に関する調査研究』報告書」について報告を受けた。また、第 3 回から第 5 回においては、著作権法における権利制限の一般規定のあり方について、有識者団体及び関係団体（別紙）へのヒアリングを実施し、これらに基づき議論を行った。さらに、これらのヒアリングで聴取した内容や議論の内容を踏まえて、具体的な検討事項の抽出に努めた結果、第 6 回（平成 21 年 9 月 18 日）において、「権利制限の一般

規定に関する検討事項」(参考資料○「権利制限の一般規定ワーキングチーム報告書」54頁(参考資料1))をとりまとめた。

その後、小委員会における今後の議論を円滑に進めることを目的として、検討事項ごとに専門的な見地から論点を整理し、小委員会における議論のためのたたき台を作成するため、小委員会に権利制限の一般規定ワーキングチームを設置した。

権利制限の一般規定ワーキングチームでは、全8回にわたり精力的な議論が行われ、その検討結果が「権利制限の一般規定ワーキングチーム報告書」(参考資料○)としてとりまとめられた。本報告書は、第7回の小委員会(平成22年1月20日)に報告され、同報告書に基づく議論が行われた。

今後は、同報告書の内容をたたき台として、著作権法における権利制限の一般規定のあり方について、小委員会において引き続き検討を行う。

(2) ネット上の複数者による創作に係る課題

ネット上の複数者による創作に係る課題に関しては、政府の知的財産戦略本部の設置にかかる「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」による議論を受け、第1回の本小委員会において契約利用ワーキングチームを設置し、検討が行われた。

契約利用ワーキングチームでは、一口に「ネット上の複数者による創作」といっても、共同著作物、結合著作物等、概念上様々な形態のものに分類することができ、それぞれ著作権法上の位置付け等が異なってくると考えられるため、「ネット上の複数者による創作の類型」について法的な整理を行った。また、従来の著作物と異なる創作のされ方等であることを踏まえ「ネット上の複数社による創作に関する特性」についても検討を行った。そのほか、関係事業者からの本課題に係る現状等の報告や、米国での議論に係る報告に基づく検討も行った。

本課題については、従来殆ど議論が行われてこなかった問題であるため、「ネット上での複数者による創作の類型」や「ネット上での複数者による創作の特性」について更なる検討を行うとともに、海外の議論の把握を通じ、契約による対応可能性等を中心に、引き続き検討を行う。

(3) いわゆる「間接侵害」に係る課題

いわゆる「間接侵害」に係る課題については、第1回の本小委員会で設置された司法救済ワーキングチームにおいて検討を行った。同ワーキングチームでは、近年の情報通信技術の発展に伴う本課題を巡る状況の変化を踏まえ、最近の重要裁判例の分析を行うとともに、法制化を行うこととした場合に考慮することが考えられる要素を抽出してそれらの組み合わせを考えつつ、考えられる制度設計の選択肢について論点の整理を行った。

今後は、関連する主要な事件の司法判断が確定していないものもあり、その動向を注視する必要があるが、一方で、本課題については早急な対応が求められている

との社会状況にも十分留意し、引き続き検討を進めていくこととする。具体的には、関係者の意見聴取等を通じて実態把握を行った上で、考えられる制度設計について更に検討を行うとともに、考えられる制度設計と関係裁判例との対応関係及び現行の著作権法体系への影響等についても検討を行うこととする。

(4) その他の課題

- (1) から (3) の他、平成 21 年 1 月の著作権分科会報告書の報告を踏まえ、
- ・ 葉事関係、図書館関係、学校教育関係の権利制限
- ・ 私的使用目的の複製の見直し（プログラムの著作物関係）
- ・ 通信・放送の在り方の変化への対応

について、各課題の状況の推移を踏まえて検討を行うこととされており、来期以降も、状況の進展に応じて引き続き検討を行う。

3. おわりに

今期の小委員会では、上記のように、著作権法における権利制限の一般規定の検討のあり方については、議論のたたき台となる権利制限の一般規定ワーキングチーム報告書が示された段階であり、その他の課題についても、結論のとりまとめには至っていない。このため、本報告は、期末の最終的な報告書とせず、審議経過報告として審議の進捗状況や残された課題等についての整理にとどめ、来期も引き続き検討を行うこととする。これらの検討課題については、来期の小委員会においても、速やかに結論が得られるよう引き続き調整や検討を行い、結論が得られたものから、適宜、報告をまとめることとしたい。

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において
ヒアリングを実施した有識者団体及び関係団体一覧

第3回法制問題小委員会（平成21年7月24日）

- ・ 日本弁護士連合会
- ・ 財団法人デジタルコンテンツ協会
- ・ 著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム
- ・ デジタル・コンテンツ利用促進協議会
- ・ ネットワーク流通と著作権制度協議会

第4回法制問題小委員会（平成21年8月25日）

- ・ 音楽関連団体
（社団法人日本音楽著作権協会、社団法人日本芸能実演家団体協議会、社団法人日本レコード協会、社団法人日本音楽事業者協会、社団法人音楽出版社協会、社団法人音楽制作者連盟、日本音楽作家団体協議会）
- ・ 文芸関連団体
（社団法人日本文藝家協会、日本ペンクラブ 言論表現委員会、日本シナリオ作家協会、社団法人日本推理作家協会）
- ・ 社団法人日本経済団体連合会 知的財産委員会 著作権部会
- ・ 障害者放送協議会
- ・ 社団法人電子情報技術産業協会
- ・ 社団法人日本図書館協会

第5回法制問題小委員会（平成21年8月31日）

- ・ 映像関連団体
（社団法人日本映画製作者連盟、社団法人日本映画製作者連盟、社団法人日本映像ソフト協会、一般社団法人日本動画協会、協同組合日本映画製作者協会、社団法人全日本テレビ番組製作社連盟、日本国際映画著作権協会）
- ・ ソフトウェア関連団体
（社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、ビジネス ソフトウェア アライアンス、社団法人コンピュータソフトウェア協会）
- ・ 出版関連団体
（社団法人日本書籍出版協会、社団法人日本雑誌協会）
- ・ 美術関連団体
（社団法人日本美術家連盟、社団法人日本漫画家協会、日本美術著作権連合、有限責任中間法人日本写真著作権協会、社団法人日本漫画家協会、日本児童

出版美術家連盟)

- ・ 放送関連団体
(日本放送協会、社団法人日本民間放送連盟)
- ・ 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
- ・ 一般社団法人インターネットユーザー協会

第6回法制問題小委員会（平成21年9月18日）

- ・ 社団法人日本新聞協会 新聞著作権小委員会

(以上、42団体)

※ なお、以下の団体については、文化審議会著作権分科会事務局へ提出された意見書を権利制限の一般規定ワーキングチームにおいて検討し、権利制限の一般規定ワーキングチーム報告書参考資料2「法制問題小委員会におけるヒアリング等
で出された主な意見の概要について」へ記載した。

- ・ 日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会
- ・ アマゾンジャパン株式会社、グーグル株式会社、ニフティ株式会社、ヤフー株式会社（4社連名）